

第1回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年4月10日(月)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 8番 沖津由藏
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について
報告 第3号 農地貸借契約の合意解約について
議案 第1号 農農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案 第2号 非農地証明願の承認について
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

事務局長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年4月3日に招集告示致しました令和5年度第1回農業委員会定例総会を開会致します。

本日、出席されている農業委員は7名で、8番沖津委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。なお、1名より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉

(～会長あいさつ～)

事務局長

それでは定横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

6番 秋田孝明 委員、9番 澤谷政夫 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

それでは1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続3件の38筆、面積99,201㎡であります。また、斡旋の希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

次に報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

2ページをお願い致します。
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので現地調査を実施致しました。
今回は1件の1筆でございます。照会地は〇〇〇へ約360mに位置しております。現況は相当前より山林原野化していると思われる、農地への復旧は困難であると見受けられましたので非農地として回答致しました。位置図は3ページでございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

次に報告第3号 農地貸借契約の合意解約について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

続きまして4ページをお願い致します。
報告第3号 農地貸借契約の合意解約について、ご報告致します。
今回は合意による解約に係る通知書を受理したので報告するものであります。まず、番号1については農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理事業を活用した貸借に係るもので、1件の1筆、15,262㎡を合意解約するものであります。解約の理由については、元々契約していた貸付人が逝去されたことに伴い相続により権利を取得しましたが、別の耕作者へ貸借予定の為であります。続きまして、番号2は当初から当該土地が長方形で狭いことや周囲が山林ということもあり、管理に苦慮していたため合意解約するものであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第3号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

それでは5ページをお願い致します。
ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は3月27日(月)に、農業委員9番 澤谷委員及び農地利用最適化推進委員の橋本委員及び濱谷委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は1件でございます。譲渡人と譲受人はどちらも県外に在住しております。譲渡人は父から相続で権利を取得致しましたが、農業を営むことができる状況ではないため譲受人へ贈与する内容となっております。また、譲受人は譲渡人の父と兄弟であり横浜町で生まれました。現在実家は空き家となっているため今年の夏から秋頃に横浜町へ移住し農業を営む計画であることを確認しております。申請地の図面は6ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 橋本

(～現地調査結果報告～)

議長 長倉

ありがとうございました。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

次に7ページをお願い致します。

議案第2号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。

今回の申請は、2件でございます。

申請地についてはどちらも所有者より、地目変更を行いたいとの申し出があったものであります。申請地の図面は8ページから9ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 濱谷

(～現地調査結果報告～)

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。1番菊池委員。

委員 菊池

番号1の1と番号1の2どちらも家の後ろですか。

事務局 秋田

家の後ろです。機械が進入できる道も無く、他人の家の隙間を通らなくてはいけない状態となっております。

議長 長倉

他質疑ございませんか。(質疑なし) 他質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

次に議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認についてですが、番号2について横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、〇〇〇委員が該当しますので、番号2の審議が終了するまでの間、一時退場を願います。

(～〇〇〇委員退席～)

議長 長倉

それでは番号2について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

10ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（一括方式）の承認について、まず番号2についてご説明致します。番号2は農地中間管理機構での貸借となっております。場所は〇〇〇に位置しております。契約内容は、新規契約で使用貸借とし、畑として利用致します。申請地の図面については、12ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。（質疑なし）質疑なしと認め、これより採決致します。番号2を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定致します。

番号2の審議が終了しましたので、〇〇〇委員の入場を認めます。

（～〇〇〇委員入場～）

議長 長倉

それでは、番号1及び番号3について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

それでは改めて10ページをお願い致します。

番号1及び番号3について、ご説明致します。こちらも全て農地中間管理機構を活用するものであります。

番号1は〇〇〇に位置しております。全て、新規契約で賃貸借とし牧草を作付けする計画であります。

番号3は〇〇〇に位置しております。全て新規契約で賃貸借とし、田として利用し米を作付けする計画となっております。

申請地の図面については、11ページ及び13ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

他質疑なしと認め、これより採決致します。

番号1及び番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、番号1及び番号3は原案のとおり決定致します。

以上で、本日の報告事項及び議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

議長 長倉 これをもちまして、令和5年度第1回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年4月10日（月）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 秋田 孝明 ⑩

議事録署名者 澤谷 政夫 ⑩